

防衛庁所属国有財産（施設）の取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和38年7月12日

防衛庁長官 志賀 健次郎

防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令

改正	昭和38年	9月27日	庁訓第	45号
	昭和43年	6月26日	庁訓第	22号
	昭和46年	6月29日	庁訓第	31号
	昭和47年	5月15日	庁訓第	25号
	昭和48年	1月27日	庁訓第	60号
	昭和51年	1月27日	庁訓第	1号
	昭和52年	7月1日	庁訓第	27号
	昭和57年	4月30日	庁訓第	19号
	昭和59年	2月25日	庁訓第	7号
	昭和59年	6月30日	庁訓第	37号
	昭和60年	4月6日	庁訓第	19号
	昭和60年	10月31日	庁訓第	37号
	昭和62年	5月21日	庁訓第	15号
	昭和62年	9月29日	庁訓第	39号
	平成元年	3月4日	庁訓第	6号
	平成2年	9月26日	庁訓第	33号
	平成10年	12月2日	庁訓第	46号
	平成12年	3月30日	庁訓第	40号
	平成13年	1月6日	庁訓第	2号
	平成13年	3月14日	庁訓第	13号
	平成13年	9月13日	庁訓第	72号
	平成15年	4月25日	庁訓第	51号
	平成17年	3月30日	庁訓第	35号
	平成17年	5月26日	庁訓第	58号
	平成18年	3月27日	庁訓第	12号
	平成18年	3月31日	庁訓第	57号
	平成18年	7月28日	庁訓第	83号
	平成18年	12月28日	庁訓第	119号
	平成19年	8月31日	省訓第	158号
	平成20年	3月25日	省訓第	12号
	平成22年	3月31日	省訓第	13号
	平成22年	4月1日	省訓第	15号
	平成23年	8月15日	省訓第	30号
	平成25年	3月28日	省訓第	28号
	平成27年	10月1日	省訓第	39号
	平成28年	3月31日	省訓第	36号
	令和元年	5月31日	省訓第	5号
	令和2年	3月30日	省訓第	22号
	令和3年	8月27日	省訓第	53号
	令和4年	3月18日	省訓第	22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 管理及び処分（第5条—第22条）
- 第3章 台帳（第23条）

第4章 雑則（第24条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省が所管する国有財産（防衛省所管国有財産の管理に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第43号）第7条各号及び第8条に規定するものを除く。以下単に「国有財産」という。）のうち、不動産及びその従物並びに地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- （1） 「幕僚長等」とは、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官をいう。
- （2） 「部隊等」とは、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁をいう。
- （3） 「供用」とは、部局所属の国有財産をその用途又は目的に応じて部隊等の使用に供することをいう。
- （4） 「供用財産」とは、部隊等に供用した部局所属の国有財産をいう。
- （5） 「供用事務担当官」とは、部隊等が国有財産の供用を受ける場合において、当該供用に関する事務を行う部隊等の職員をいう。

（国有財産の管理部局等）

第3条 国有財産は、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「規則」という。）第2条に規定する部局のうち、大臣官房会計課、地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）が管理するものとし、その所属区分は、別表第1のとおりとする。

（供用事務担当官）

第4条 供用事務担当官は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 防衛省本省の施設等機関にあつては、当該施設等機関の長
- （2） 統合幕僚監部にあつては、統合幕僚長
- （3） 陸上自衛隊にあつては、駐屯地業務隊長、駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長
- （4） 海上自衛隊にあつては、東京業務隊司令、地方総監、第1術科学学校長、航空補給処長、航空群司令、教育航空群司令、地方隊に所属する基地隊司令及び航空隊（乙）の編成による航空隊の司令
- （5） 航空自衛隊にあつては、基地司令及び航空幕僚長が指定する分屯基地司令
- （6） 情報本部にあつては、情報本部長
- （7） 防衛監察本部にあつては、防衛監察監
- （8） 防衛装備庁にあつては、防衛装備庁長官、研究所長、支所長、サテライト長及び試験場長

第2章 管理及び処分

(供用事務担当官の指定)

第5条 幕僚長等は、部隊等が供用を受ける国有財産について、その供用事務担当官を、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）の定めるところにより基本計画書若しくは変更基本計画書（以下「基本計画書等」という。）を作成し、又は民間資金等の活用による自衛隊施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）の定めるところにより実施方針の案（第10条第2項において「実施方針案」という。）を作成するに際し、これらに明示しなければならない。

(供用の手続)

第6条 規則第2条に規定する部局長（以下「部局長」といい、次条の規定にあつては、大臣官房会計課長を除く。）は、所属の国有財産を供用しようとする場合には、別記第1号様式による国有財産供用通知書（以下「供用通知書」という。）を供用しようとする部隊等の供用事務担当官に送付しなければならない。

2 供用事務担当官は、供用通知書の送付を受けたときは、現地立会いの上、当該通知書記載の財産を確認して供用を受け、直ちに別記第2号様式による国有財産供用証（次条第5項において「供用証」という。）を部局長に送付しなければならない。

(財産の仮供用)

第7条 部局長は、所属の国有財産を前条の手続を採る前に特に供用する必要がある場合には、幕僚長等に対し、仮供用事務担当官の指定を求めることができる。

2 幕僚長等は、前項の規定により仮供用事務担当官の指定を求められたときは、直ちにこれを指定し、部局長に通知しなければならない。

3 部局長は、仮供用事務担当官が指定されたときは、仮供用事務担当官と協議の上、所属の国有財産を仮供用するものとする。

4 部局長は、所属の国有財産を仮供用しようとするときは、供用通知書に準ずる国有財産仮供用通知書を当該仮供用事務担当官に送付しなければならない。

5 仮供用事務担当官は、国有財産仮供用通知書の送付を受けたときは、現地立会いの上当該仮供用通知書記載の財産を確認して仮供用を受け、直ちに供用証に準ずる国有財産仮供用証を部局長に送付しなければならない。

(供用廃止等)

第8条 供用事務担当官は、現に供用を受けている国有財産について、供用を廃止する必要がある場合には、その理由及び当該供用の廃止を伴う所管換等の国有財産法上の措置を幕僚長等に上申するとともに、部局長に通知するものとする。

2 部局長は、防衛大臣により承認された基本計画書等に基づき、供用財産について供用を廃止しようとする場合には、当該供用財産の供用事務担当官と協議の上、別記第3号様式による国有財産供用廃止通知書を供用事務担当官に送付しなければならない。

(維持及び保存の責任)

第9条 供用事務担当官又は仮供用事務担当官は供用財産又は仮供用された国有財産の維持及び保存を行うものとする。

2 供用事務担当官又は仮供用事務担当官は、前項の維持及び保存を行うに当たつて支障となる不法な事実の発生を知つたときは、その旨を部局長に報告しなければならない。

(修繕及び模様替)

第10条 供用事務担当官は、供用財産である建物及び工作物の修繕並びに模様替を行うことができる。

2 供用事務担当官は、前項の修繕及び模様替によりその他基本計画書等又は実施方針案に基づかないで、供用財産に付加して又は隣接して国有財産を取得した場合及び供用財産を減少した場合には、次の各号に掲げる事項について、部局長に報告しなければならない。

- (1) 当該財産を取得し、又は供用財産を減少することとなつた原因となる事項
- (2) 前号の事項についてその目的がある場合には、当該目的
- (3) 当該財産の口座名、所在地及び地番
- (4) 当該財産の区分、種目及び数量（修繕又は模様替によるものにあつては、修繕前又は模様替前の数量及び修繕後又は模様替後の数量）
- (5) 工事費内訳書
- (6) 起工及び完工の年月日
- (7) 図面
- (8) その他参考となる事項

(貸付申請書)

第10条の2 部局長は、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この条において「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者をいう。）から規則第20条の2に規定する行政財産の貸付けについて申入れがあつた場合には、当該選定事業者から次の各号に掲げる事項を記載した貸付申請書を提出させなければならない。

- (1) 当該選定事業者の住所及び商号又は名称
- (2) 貸付けを受けようとする財産の口座名及び所在地
- (3) 貸付けを受けようとする財産の区分、種目、構造及び数量
- (4) 貸付けを受けようとする理由
- (5) 用途及び利用計画
- (6) 貸付けを受けようとする期間
- (7) 「事業契約（PFI法第5条第2項第5号に規定する事業契約をいう。）の内容その他参考となるべき事項

(貸付契約書)

第10条の3 規則第20条の2の規定による貸付けは、国有財産貸付契約書（次条において「貸付契約書」という。）によるものとする。

(貸付けの通知)

第10条の4 部局長は、供用財産につき、規則第20条の2の規定による貸付けをしたときは、貸付契約書の写しを添えて、その旨を当該供用財産の供用事務担当官に通知しなければならない。

(使用許可申請書)

第11条 部局長は、国以外の者から規則第21条第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しない所属の行政財産の使用（収益を含む。以下同じ。）について、申入れがあつ

たときは、その者から次の各号に掲げる事項を記載した使用許可申請書を提出させなければならない。

- (1) 使用しようとする者の住所及び氏名
- (2) 使用しようとする財産の口座名及び所在地
- (3) 使用しようとする財産の区分、種目、構造及び数量
- (4) 使用しようとする理由
- (5) 用途及び利用計画
- (6) 使用しようとする期間
- (7) その他参考となるべき事項

2 使用許可申請書には、申請者の押印は求めないものとするが、使用許可申請書を受け付けるに当たっては、次に掲げる措置を講ずることにより、文書の成立の真正を証明する手段を確保するものとする。

- (1) 継続的な使用許可又は契約関係にある相手方の場合は、相手方との電子メールのメールアドレス、本文、日時等の送受信記録の保存、書面への責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載並びに必要に応じて電話等でその確認を行った日時等の記録の保存又はその他部局長が適当と認める措置
- (2) 前号に該当しない新規の使用許可相手方の場合は、前号に掲げる措置に加え、申請前段階での本人確認情報（氏名、住所等及びその根拠資料としての運転免許証等）の記録及び保存、本人確認情報の入手過程（郵送受付又は電子メールでのPDF送付）の記録及び保存並びに文書若しくは使用許可に至る過程（電子メール等のやり取り）の保存又はその他部局長が適当と認める措置

3 第1項の使用許可申請書は、当該行政財産の供用事務担当官を経由して、提出させることができる。この場合において、使用許可申請書を受理した供用事務担当官は、速やかに当該申請書に意見を添えて、部局長に送付しなければならない。

4 部局長は、供用財産について、使用許可申請書を受理したときは、前項の場合を除き、当該供用財産の供用事務担当官に協議しなければならない。

(使用許可書)

第12条 部局長は、規則第21条の規定により、所属の行政財産の使用の許可をしたときは、別記第4号様式による国有財産使用許可書（次条において「使用許可書」という。）を相手方に交付しなければならない。

(使用許可の通知)

第13条 部局長は、供用財産につき、規則第21条の使用の許可をしたときは、使用許可書の写しを添えて、その旨を当該供用財産の供用事務担当官に通知しなければならない。

(飛行場の使用許可の特例)

第14条 供用財産である飛行場（航空法（昭和27年法律第231号）第56条の4第1項の規定により指定された施設を有する飛行場にあつては、当該施設を除く。以下同じ。）を航空機の離着陸、離着水、停留又は格納の用に供するため、国以外の者に使用させようとする場合であつて、次の各号に掲げるときは、規則第21条第1項及び第3項並びに第27条の規定にかかわらず、供用事務担当官限りで使用の許可をすることが

できる。

(1) 使用の期間が1か月以内のとき。

(2) 定期航空運送事業の用に供するため運航する航空機以外の航空機の用に供しようとするとき。

2 供用事務担当官は、前項の使用の許可をしたときは、毎四半期ごとに取りまとめて、当該四半期経過後1月以内に別記第5号様式による飛行場部外者使用状況報告書を部局長に送付しなければならない。

3 部局長は、規則第21条第6項及び第29条の規定にかかわらず、飛行場部外者使用状況報告書の送付を受けたときは、当該事項について、所轄の財務局長、財務支局長若しくは沖縄総合事務局長又は所轄の財務事務所長、財務局出張所長、財務支局出張所長、財務事務所出張所長若しくは沖縄総合事務局出張所長に通知するとともに、防衛大臣に報告しなければならない。

4 第11条第1項及び第12条の規定は、第1項の使用の許可をする場合に準用する。この場合において、第11条第1項及び第12条中「部局長」とあるのは、「供用事務担当官」と読み替えるものとする。

(他の各省各庁等の使用)

第15条 前4条の規定は、部局所属の行政財産を他の各省各庁（衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院をいう。第16条において同じ。）又は他の部局に使用させようとする場合に準用する。この場合において、第11条中「使用（収益を含む。以下同じ。）」とあるのは「使用」と、「使用許可申請書」とあるのは「使用承認申請書」と、第12条中「使用を許可した」とあるのは「使用を承認した」と、「別記第4号様式による国有財産使用許可書（次条において「使用許可書」という。）」とあるのは「別記第6号様式による国有財産使用承認書（次条において「使用承認書」という。）」と、第13条中「使用の許可」とあるのは「使用の承認」と、「使用許可書」とあるのは「使用承認書」と、第14条第1項中「規則第21条第1項及び第3項並びに」とあるのは「規則第19条第1項、第20条第1項及び」と、「使用の許可」とあるのは「使用の承認」と、同条第2項及び第4項中「使用の許可」とあるのは「使用の承認」と読み替えるものとする。

(使用料の徴収に関する通知)

第16条 国以外の者又は他の各省各庁若しくは他の部局に飛行場を使用させた場合において使用料を徴収すべきときにおける国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条第4号に規定する国有財産に関する事務を行う者は、当該飛行場の供用事務担当官とする。

(処分)

第17条 部局長は所属の国有財産に施工した場合の発生材の処分又は用途廃止した国有財産の処分を関係の供用事務担当官に依頼することができる。

2 部局長は、前項の依頼をしようとする場合には、あらかじめ関係の供用事務担当官と協議するものとする。

(部局長への委任)

第18条 部局長は、防衛大臣により承認された基本計画書等に基づき、行政財産とする

目的をもって土地又は建物以外の財産を寄附の受納により取得しようとするときは、規則第11条ただし書の規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。

- 2 部局長は、規則第14条、第21条第3項及び第22条第1項に規定する事項のうち別表第2に掲げるもの並びに規則第15条及び第19条第1項に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。

(所轄財務局長等との協議)

第19条 前条第2項の規定により部局長限りで処理する場合における規則第27条第1項の規定の適用については、同項中「第10条第1項、第14条第1項、第15条、第19条第1項若しくは第21条第3項の規定により防衛大臣の承認を受けた場合又は第16条第2項、第17条、第18条、第20条の2若しくは前条の規定により部局長限りで処理しようとする場合（同条の規定により第14条第2項又は第22条第1項に規定する所管換又は用途廃止の処理をする場合を除く。）において」とあるのは「防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令第18条第2項の規定により部局長限りで処理しようとする場合において」と読み替えるものとする。

(所管換等の協議に対する措置の特例)

第20条 部局長は、供用財産について所管換又は所属替の協議に応じようとする場合において、これらについて基本計画書等に記載されていないときは、当該供用財産の供用事務担当官の意見をきかなければならない。

- 2 供用事務担当官は、前項の規定により意見を求められたときは、当該部局長に意見を述べるとともに、当該協議に応じることが妥当であると認めるときは、その旨を幕僚長等に上申するものとする。

(被害報告)

第21条 供用事務担当官は、天災その他の事故により、供用財産を滅失又はき損した場合には、規則第32条第1項各号に掲げる事項について、部局長に報告しなければならない。

- 2 部局長は、前項の滅失又はき損による損害見積価格が500万円を超えない場合には、規則第32条第1項本文の規定にかかわらず、防衛大臣への報告は、行わないものとする。

(土地境界及び建物番号の表示)

第22条 部局長は、所属の国有財産の境界に境界標を設置しなければならない。

- 2 供用事務担当官は、供用財産である建物に建物標識を表示しておかなければならない。
- 3 前2項の境界標及び建物標識の規格、様式及び設置箇所その他必要事項は、防衛大臣が別に定める。

第3章 台帳

(台帳の写しの備付け等)

第23条 供用事務担当官は、供用財産について、規則第36条第1項に規定する台帳の写しを備えなければならない。

- 2 部局長は、供用財産について、規則第36条第2項の規定により台帳に記録したときは、前項の規定による備付けのため、その写しを供用事務担当官に送付しなければならない。

- 3 部局長は、供用財産について、規則第37条第2項の規定により付属図面を更正したときは、その旨を供用事務担当官に通知するものとし、供用事務担当官は、これに基づき、付属図面を修正しなければならない。

第4章 雑則

(委任規定)

第24条 この訓令の定めるもののほか、部局に所属する国有財産の取扱いに関して必要な事項のうち、大臣官房会計課の所掌に属する事務については大臣官房会計課長、部隊等の所掌に属する事務については幕僚長等がそれぞれ定める。

- 2 大臣官房会計課長及び幕僚長等は、前項の規定により定められた事項を防衛大臣に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和38年7月12日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）（抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和3年8月27日省訓第53号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日省訓第22号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第3条関係）

部局長名	区 分
大臣官房会計課	市ヶ谷庁舎及び防衛省本省の内部部局職員の宿舍施設
北海道防衛局	北海道に所在する施設（帯広防衛支局に属するものを除く。）
帯広防衛支局	釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内に所在する施設
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県に所在する施設
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県に所在する施設
南関東防衛局	神奈川県、山梨県及び静岡県に所在する施設
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県に所在する施設
東海防衛支局	岐阜県、愛知県及び三重県に所在する施設
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に所在する施設
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県に所在する施設
熊本防衛支局	熊本県、宮崎県及び鹿児島県に所在する施設
沖縄防衛局	沖縄県に所在する施設

別表第2（第18条関係）

事由 \ 区 分	土地及び建物以外のもの
所管換（受け）	各区分ごとの見積価格が1億円までのもの
所管換（渡し）	各区分ごとの見積価格が1億円までのもの
一般の使用等の許可	各区分ごとの見積価格が1億円までのもの
用途廃止	各区分ごとの見積価格が1,000万円までのもの

別記第1号様式（第6条関係）

国有財産供用通知書

令和 年度
第 号

供用事務担当官
（官 職 名）殿

部局長
（官職名）

下記のとおり国有財産を供用する。

記

- 1 所在地
- 2 口座名
- 3 供用財産の内容（別紙のとおり）
- 4 供用年月日
- 5 特記事項

注 3の別紙様式は、国有財産目録に準じ、工作物配置図、案内図並びに建物及び工作物図面を附属する。

別記第2号様式（第6条関係）

国有財産供用証

令和 年度
第 号

部局長
（官 職 名）殿

供用事務担当官
（官職名）

国有財産供用通知書（令和 年度第 号）による下記国有財産の供用を受ける。

記

- 1 所在地
- 2 口座名
- 3 供用財産の内容（別紙のとおり）
- 4 供用受年月日 令和 年 月 日
- 5 特記事項

注 3の別紙様式は、国有財産目録に準ずる。

別記第3号様式（第8条関係）

国有財産供用廃止通知書

令和 年度
第 号

供用事務担当官
（官 職 名）殿

部 局 長
（官職名）

下記のとおり国有財産の供用を廃止する。

記

- 1 所在地
- 2 口座名
- 3 当該財産の内容

区分	種目	単位	数量	価格	備考

- 4 供用廃止年月日
- 5 特記事項

別記第4号様式（第12条関係）

国有財産使用許可書

第 号
令和 年 月 日

（申請者住所）
（氏名） 殿

部 局 長
（官職氏名） 印

令和 年 月 日付けをもって申請のあつた当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この許可があつたことを知つた日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があつたことを知つた日から6月以内であつても、許可の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

口座名

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

（指定する用途）

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用物件を の用に供し
なければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和 年 月 日から令

和 年 月 日までとする。

- 2 使用者は、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間の使用料は、 円とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

- 3 使用者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び使用物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、次項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は、延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務)

第8条 使用物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、全て使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用者は、使用物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又はその使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため使用物

件を必要とするとき。

- (3) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (4) 使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長が前項（第2号を除く。次項において同じ。）の規定により使用許可の取消しをした場合において、これにより使用者に損害が生じたときは、何ら賠償又は補償することを要しない。

3 使用者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条 部局長が使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、直ちに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項の規定によるもののほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用物件について、臨時に実地調査し、所要の報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 前各条の規定による条件に関し疑義のあるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、全て部局長の決定するところによるものとする。

注 この許可書は、標準様式を示したものであり、必要に応じ適宜内容を変更すること。

別記第5号様式(第14条関係)

第 四半期飛行場部外者使用状況報告書

令和 年 月 日

部 局 長
(官職名) 殿

(飛行場名)
供用事務担当官
(官職名)

使用 年月	使用者 (住所 氏名)	使用 目的	型式	使用内容				使用料(円)					備 考
				着陸 回数	照明 回数	停留 回数	格納庫 使用回 数	着陸 料	照明 料	停留 料	格納 庫使 用料	使用 料計	

注 使用年月、使用者、使用目的、型式ごとにとりまとめること。

別記第6号様式（第15条関係）

国有財産使用承認書

第 号
令和 年 月 日

（申請者住所）

（申請者官職氏名） 殿

部 局 長
（官職氏名）

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあつた当局管理の国有財産の使用については、下記の条件を付して承認します。

記

（使用承認物件）

第1条 使用を承認する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

口座名

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

（指定する用途）

第2条 使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、使用物件を の用に供しなければならない。

（使用承認期間）

第3条 使用を承認する期間（以下「使用期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 使用者は、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 使用料は無料とする。

（経費の負担）

第5条 使用者は、使用物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

（物件保全義務）

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用物件を維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又はその使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもつて部局長の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し又は変更)

第8条 部局長は、次の号のいずれかに該当するときは、使用承認の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用者が使用条件に違反したとき。

(2) 部局長において使用物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 部局長が使用の承認を取消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で部局長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

(実地調査等)

第10条 部局長は、使用物件について、臨時に実地調査し、所要の報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第11条 前各条の条件に関し疑義のあるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて部局長の決定するところによるものとする。

注 この承認書は、標準様式を示したものであり、使用料を有償とする等部局において必要があると認めるときは、適宜内容を変更すること。